# Link a Qua 短期水泳教室申込書

※太枠内をご記入の上、□にチェックを入れてください。





# 会員番号())

フリガナ			性 別	年 齢	学 年
名 前			男		
TEL			女	歳	
メールアドレス		@			
参加クラス		期	クラス		
	<備考欄>				
スタッフ記入欄		受付日	年 月	∃ 日	担当
		入金日	年 月	∃ 日	担当

	入金日	年	月 日	担当
★以下の質問にお答	えください。 <b>・</b>			
●お子様の参加状況をご記入くださ □①現在LinkaQuaのアクアティ □②以前LinkaQuaのアクアティ □③他のスイミングスクールに通 □④LinkaQuaの短期水泳教室に □⑤他のスイミングスクールに通 □⑥はじめての参加	が。 ックスクールに通ってい ックスクールに通ってい っている こ参加したことがある ・ っていた、他のスイミング	た ・・・・いつまで( ・・( 年 「スクールの短期水涼	( 年 月) R教室に参加した	月)
□⑦今回参加するクラスが複数 <i>0</i> (	り場合、参加するクラスを	₹全てご記入ください )	1	
<ul><li>●お子様の泳力もご記入ください。</li><li>□水が怖い</li><li>□頭までもぐれる</li><li>□1人で浮け</li><li>□それ以上 (クロール (平泳ぎ</li><li>●今回の短期での目標(希望)をご</li></ul>	m) (背泳ぎ m) (バタフライ	Řげる m)	3	
●お子様の性格面、体調面で気にた	よる事がございましたらる	ご記入ください。		
●短期教室の開催をお知りになった □新聞折込チラシ □メンバー約 □館内チラシ □ポスティン	召介( 樣)	い。(複数回答可) □ホーム <sup>,</sup> の他(	ページ	)
●ご契約されている新聞社がありま ( )新				
●LinkaQuaの折込みチラシをご覧 □はい □いいえ	になられましたか。			

# 入会申込書

□TRIAXIS □LinkaQua □Attain-Yoga

※太枠内をご記	入ください。					会員番号	号					
	入会される会員種別をご記入ください。				シーズン			会 員				
会員種別	成人スクール会員及びアクアティック会員に 入会の方は登録クラスをご記入ください。				<u> </u>				クラス			
	追加スクールへの登録がある方は クラスをご記入ください。				<u> クラス</u>				クラス			
フリガナ		性	別 生年月日			年 齢						
ローマ字  お名前		男 •	女	女 西暦 年 月			月	日		歳		
フリガナ											$\dashv$	
ご住所	<b>=</b> −											
ご自宅電話番号	( )	_	携帯 E-mail			@						
携帯電話番号	( )	_	お名前				続柄( )					
上記以外緊急連絡先	( )	_	お名前	1 1 1 1			続杯	続柄( )				
お子様の携帯電話番号	( )	_										
郵送物	□自宅  □×	その他 (									)	
	□月払い □半年払い □年払い											
	□□座振替 □クレジットカード引落し(□VISA □MASTER □JCB □AMEX □その他〔								])			
A official to Land.	クレジットカード引落しの方は以下をご記入ください。											
会費支払方法	カード番号 ー ー				-							
	有効期限	月		年								
	カード名義人氏名											
入会申込日 ご利用開始日 入会金・事務手数料・登録料					受付者							
年	月 日	年	月	日								
(備考)	,					会	費		P	C 入力:	者	
		年 月		署	名		(車而の今	き目担約に	同意のうえ	ご記え くみ	印 (パング	

(カード名義人が入会者の場合は記入不要)

- ド名義人 署 名

(18 歳以上の方は記入不要)



保護者氏名

# 施設利用規定

本規定は、株式会社リンクワークスが運営管理する各施設(以下総称して「本施設」という)の利用に関して定めるものです。

#### 第1条(運営管理会社)

本施設の運営管理は株式会社リンクワークス(以下「会社」という) があたります。

#### 第2条(目的)

本施設はスポーツを通じて、会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互のコミュニケーションを深め、併せてスポーツ文化の普及に寄与することを目的とします。

#### 第3条(会員

会社が本施設の利用を承認した方を会員といい、その種類は各施設でとに定めます。

尚、会員種類の廃止、利用条件の変更については事前に告知するものとします。

#### 第4条(入会資格)

本施設の会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。

5

- 1. 本施設の主旨に賛同し施設利用規定、その他の規則を守れる方
- 2. 健康状態に異常がなく、医者から運動を禁止されていない方
- 3. 成年被後見人及び被保佐人でない方
- 4. 刺青(ファッションタトゥーを含む)をされていない方、及び暴力団関係者でない方
- 5. 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患 のない方
- 6. 各施設でとに定められた年齢以上の方、及び年齢に満たない方で会社が特に審査のうえ適切と認めた方
- 7.18 歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- 8. その他会社が入会に適さないと判断した以外の方

#### 第5条(λ 会手続)

入会手続については以下の通りとします。

5

1. 本施設の利用を希望される方は、所定の申込用紙に所要事項を 記載し、所定資料を提出して入会申込手続きを行い、会社が定める 入会金・事務手数料・登録料及び最初の2ヶ月分の会費を納入して 頂きます。

2. 会員の資格は、前号に定める事項の全部を完了し、会社の審査を経て、会社の承認を得られたときに発生します。

### 第6条(入会金·事務手数料・登録料)

入会金・事務手数料・登録料は会社が別途定める金額とします。 一旦支払われた入会金・事務手数料・登録料は理由の如何にかかわらず返還致しません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、ご返金致します。

# 第7条(会費)

会費は会社が別に定める額とし、会員は会社が定める方式により 会費をお支払い頂きます。

尚、会員制クラブですのでご利用の無い月も会費のお支払いは必要となります。

### 第8条(会費の返金)

納入済み会費は理由の如何にかかわらず返還致しません。 但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、 で返金数します。

### 第9条(利用資格)

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。 記

- 1. 酒気を帯びている方
- 2. 刃物等危険物をお持ちの方
- 3. その他第4条の各号を満たすことができない方

### 第10条(会員証)

- 1. 会社は会員に資格を証するため会員証を交付します。
- 2. 前項により会員証を交付された会員は本施設の入場に際して会員証を持参して頂きます。
- 3. 会員証は他人に貸与、譲渡できません。
- 4. 会員は第15条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還して頂きます。

## 第11条(更新)

期間の定めのある会員が、期間満了月の10日までに文書による退会の届出がない場合は、同一条件にて自動更新とさせて頂きます。 尚、その際会社が定める更新料を納入して頂きます。

# 第12条(利用料)

会員は施設を利用する場合、会社が別に定める利用料を支払うものとします。

### 第13条(施設利用)

1. 会員はその種類に応じ本施設を利用できます。利用範囲については細則に定めます。

- 2. 会社は本施設の一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。
- 3. 会社は施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・ 利用人数を制限することができます。
- 4. 会社は下記の事由により施設の利用を制限する場合があります。
  - ①施設の改修、点検を行うとき
- ②会社の主催する特別行事を開催するとき
- 5. 第21条に定める休業日においては、施設の利用はできません。

#### 第14条(会員資格の譲渡及び名義変更)

会員の資格は、会社が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

#### 第15条(会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれか該当した場合には、その資格を失います。 記

- 1. 退会(退会希望月の当月 10 日までの届出書の提出があった場合)
- 2. 死亡したとき
- 3. 法人会員が解散又は破産・和議の申し立てを行ったとき
- 4. 第4条に定める会員資格が欠けたとき
- 5. 第 16 条により除名されたとき

尚、会員資格の喪失時期は 2,3,4 及び 5 項については会員が該当したそのとき、1 項については第 17 条に記載する退会時期となります。

#### 第16条(除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名で きます

58

- 1. 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- 2. 本規定、細則その他会社の定める規則に違反したとき
- 3. 本施設又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
- 4.他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序を乱されたとき
- 5. 本施設の設備等を故意に損壊したとき
- 6. 会費その他諸支払いを 2 ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき
- 7. 入会後資格条件に該当しない事由が判明したとき
- 8. その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があった とき
- 9. 本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
- 10. 本施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑せしめるとき
- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行う ことはできません。

## 第17条(退会)

会員が退会する場合には、利用終了希望月の当月10日までに所定の手続きを経て未納分の会費及び利用料などを完納したときに、利用終了希望の翌月1日に退会できるものとします。尚、利用終了希望月の当月10日までに所定の手続きを完了していない場合は利用終了希望月の翌々月1日の退会となります。

### 第10久(ビジカー

会社は施設に余裕がある場合に会員(スクール会員を除く)の同伴 もしくは紹介又は会社の承認に基づき、会員以外の方(以下ビジ ターという)に施設を利用させることができます。ビジターの利用 料に関しては別途定めます。

## 第19条(運営管理)

本施設は次の各号に基づき、運営管理を行います。

53

- 1. 本施設の運営管理は会社の責任において行われます。
- 2. 会員は本施設の運営管理について意見を述べることができます。
- 3. 会社は施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、且つこれを 変更することができます。

# 第20条(諸規則の遵守)

会員及びビジターは本施設の利用に際し、所定の手続きを行うと ともに、本規定、細則ならびに会社が別に定める規則に従うものと します。

## 第21条(休業日)

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

### 第22条(営業時間)

各施設の定める営業時間とします。

## 第23条(会社の免責)

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任に おいて管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難・傷害そ の他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の 賠償責任を負わないものとします。

#### 第24条(会員の責任)

会員は本施設の利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。又、会員が同伴もしくは紹 さなビジターについては同伴会員が連帯して責を負って頂きまま

#### 第25条(諸料金の変更)

会社は、入会金・事務手数料・登録料・会費・利用料等を、社会・経済 情勢の変動を勘案して改定することができます。

#### 第26条(変更届)

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届を提出するものとします。 会社の会員に対する通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

#### 第27条(閉鎖又は利用制限)

会社は次の各号より本施設の営業が不可能又は著しく困難になった場合、本施設を全部又は一部を閉鎖し、又は本施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

記

- 1. 法令の制定・改廃されたとき又は行政指導を受けたとき
- 2 天災・地変その他不可抗力の事能が発生したとき
- 3. 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- 4. 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがある場合 5. 会社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

# 第28条(細則等)

本規定に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途 細則その他の規則に定めます。

#### 第29条(規定の改定)

本施設は次の各号に基づき、規定の改定を行います。

- 1.会社は必要に応じて本規定及び細則等を改定することができます。会員は本規定の改定が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことを、あらかじめ承認するものとします。
- 会社は前項により規定等を改定するとき、重要な案件について は会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に掲 示するものとします。

## 第30条(発効)

#30宋(光知) 本規定は平成 23 年 3 月 1 日より発効とします。

# 個人情報の取り扱いに関する重要事項

# 1.利用目的

会社は、保有する個人情報を以下の目的に利用します。

- ①会社が負う契約義務の履行とその関連業務を遂行するため。 ②会社が経営する店舗への入会の勧誘、室内の送付・送信をするた
- め。 ③会社が主催する研修会、イベントの勧誘、案内の送付・送信をす るため。
- ④会社が販売する商品の販売、案内の送付・送信をするため。上記の内①の利用を除き、個人情報のご本人様から請求があった場合、遅滞なく利用の停止を致します。

# 2.個人情報の利用

会社がお客様の個人情報を利用するにあたっては利用目的の範囲内でのみ利用することとし、その目的の範囲を超えた利用は致し

向、お客様より頂いた情報については会社内にて利用させて頂く 場合がございます。

# 3.第三者提供の制限

る者―― 12 にないのは 会社は、予めお客様からのご承諾を得ている場合、もしくは法令に よる場合等を除きお客様の個人情報をお客様のご承諾なく第三者 に提供・開示致しません。

# 4.個人情報の開示・訂正・削除等

・・回人情報を開かりするお客様の個人情報に関して、お客様が個人情報の確認訂正等をご希望される場合には、合理的且つ必要な範囲内において速やかに対応させて頂きます。尚、各種手続きに関しては、ご本人である事を確認させて頂く場合がございます。 又、手数料を頂く場合がございますのでご了承ください。

# 5.個人情報に関する問合せ窓口

個人情報に関する内容につきましては下記までお問い合わせください。

株式会社リンクワークス 個人情報窓口

電話番号 (078)327-6033